

診療所開設許可申請書の記載要領

事 案	医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が診療所を開設する場合		
根拠法令	医療法第7条第1項、同法施行規則第1条の14第1項		
提出期限	事前（保健福祉センターとの調整は余裕をもって）	様 式	2
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	<p>(1) 管理者の医師または歯科医師の臨床研修修了（及び再教育研修修了）登録証の写し及び免許証の写し並びに履歴書（原本照合必要）</p> <p>(2) 敷地の平面図</p> <p>(3) 周囲の見取り図</p> <p>(4) 建物の平面図（病床を有する診療所については各病室の病室数も明示すること）</p> <p>(5) 定款、寄付行為又は条例等</p> <p>(6) 薬剤師免許証の写し（薬剤師を配置する場合：原本照合必要）</p> <p>(7) 麻酔科標榜許可証の写し（麻酔科を標榜する場合：原本照合必要）</p> <p>(8) 勤務先管理者（院長）の同意書（管理者が他の病院等に勤務している場合）</p> <p>(9) 調剤所を設置しない場合はその理由書</p> <p>(注) 1 臨床研修等修了登録証について</p> <p>(1) 臨床研修制度が導入されたことに伴い、平成16年4月1日以後に医師免許を受けて、診療に従事しようとする医師については、2年以上の臨床研修を受けることが義務付けられました。よって、臨床研修を修了した者については、臨床研修修了登録証の写しを添付して下さい。</p> <p>(2) 臨床研修制度が導入されたことに伴い、平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けて、診療に従事しようとする歯科医師については、1年以上の臨床研修を受けることが義務付けられました。よって、臨床研修を修了した者については、臨床研修修了登録証の写しを添付して下さい。</p>		
提出部数	3 部		
手数料	18,000円（保健福祉センター窓口にて現金収納）		

様式の記入要領及び留意事項	
「開設者」欄	<p>1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。</p> <p>2. 「印」は、法務局へ届け出た法人印を使用する。</p>
1. 開設者の住所・氏名	<p>1. 開設者の住所とは、法人の場合にあつては、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。</p> <p>2. 氏名は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。</p>
2. 診療所の名称	<p>1. 医療法に違反する名称でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、法人名を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目</li> <li>・原則として、地名を使用しないこと。</li> <li>・その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められない。</li> </ul>
3. 開設の場所	<p>1. 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2. ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。</p>

## 診療所開設許可申請書の記載要領

様式の記入要領及び留意事項	
4. 診療科目	<p>1. 医療法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。</p> <p>2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写しを添付する。</p>
5. 開設の目的	<p>1. 診療所を開設する目的を具体的に記載する。</p> <p>2. 定款、寄附行為等に基づき記載する。 (例)・適正かつ科学的な医療を普及する。(医療法人の場合) ・会社従業員の健康管理を目的とする。(企業内診療所の場合)</p>
6. 維持の方法	<p>診療所を財政的に維持する具体的な方法を記載する。 (例)・社会保険診療報酬等による。(医療法人の場合) ・会社で全経費を負担する。(企業内診療所の場合)</p>
7. 管理者	<p>1. 管理者の住所は、医師個人の住所地(住民票のある住所地)を記載する。</p> <p>2. 免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。</p>
8. 従事者の定員	<p>定員とは、開設者が定めた必要人員数(従事者数)のことである。 診療所においては、従事者数の法定基準はないが、医療を提供するために必要な適切な人員を確保するものとする。(療養病床にかかるものを除く)</p>
9. 敷地面積	<p>診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで)</p>
10. 周囲の見取図	<p>診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写しも可)</p>
11. 建物の構造概要及び平面図	<p>1. 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 (小数点第2位まで)</p> <p>2. 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 (小数点第2位まで)</p> <p>3. 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。</p> <p>(留意事項)</p> <p><u>1.診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。</u> また、診療所として一体性を有していること。 ①診療所と居宅が併設されている場合 診療所と居宅の出入口、階段等が別々に設けられ、独立に出入りが可能で、内部においても明確に区画されていること。 ②ビル内の場合 ・ビルの階段、廊下、店舗、事務所等と診療所が明確に区画されていること。 ・診療所が複数のフロアにまたがる場合は、診療所内の行き来に支障が無いよう、診療所専用の階段、エレベーター等が必要である。</p> <p><u>2.内部構造については、原則として必要な各室が独立していること。</u> ①待合室、受付、調剤所、診察室が区画され、それぞれ独立していること。 ・受付と待合室の区画については、オープンカウンターの受付など完全な区画でなくても可。</p>

## 診療所開設許可申請書の記載要領

様式の記入要領及び留意事項	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科診療所の場合は、受付と診察室の区画が完全でない場合も可。ただし、この場合は、受付と待合室の間がガラス等で区画されていることが望ましい。</li> <li>・調剤所が他の室への通路となるような区画は不可。</li> </ul> <p>②各室の区画は、少なくともパーテーションを使用したものであって、天井から床まで区画されていること。(カーテン、アコーディオンカーテン等は不可)</p> <p>③薬局が他の室への通路となるような区画は不可。</p> <p>④患者のプライバシーに配慮した区画及び構造とすること。</p> <p>⑤エックス線装置のある場合は、エックス線室外に操作部門が設置されていること。</p>
12. 病室数及び病床数	<p>1. 有床診療所にあつては、病室数及び病床数を記載する。</p> <p>2. 無床診療所の場合は、0を記入する。</p>
13. 歯科技工室の概要	<p>歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。</p> <p>防塵設備、その他必要な設備(技工台、モデルトリマー、レジン重合器、鋳造器、技工用エンジン等)が設けられているかを確認する。(施行規則第16条第13号)</p>
14. 人工透析設備	人工透析を行おうとする床数(台数)を記入
15. 調剤所の概要	<p>調剤所を設置する場合は、その概要を記入し、該当する項目の有無を○で囲む。(施行規則第16条第14号)</p> <p>(留意事項)</p> <p><u>1.無床診療所については、必ずしも調剤所を設置する必要はない。</u> ただし、設置しない場合は、その理由を記載した理由書を添付すること。</p> <p><u>2.有床診療所及び医師が常時3人以上勤務する診療所については、調剤所が必要である。(指導)</u></p>
16. 開設者が法人である場合は定款、寄附行為又は条例	定款、寄附行為等は理事長による原本証明が必要。
17. 開設予定年月日	診療所を開設する予定日(保険診療を始める日ではない)を記載する。

添付書類の記載要領	
管理者の医師免許証の写し	<p>1. 免許証の写しを窓口にて原本照合を行うこと。</p> <p>2. 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p>
管理者の履歴書	本籍地、氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴(就・退職の旨を明記する)の記載及び押印を確認する。
敷地平面図	敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に記載する。
周囲の見取図	<p>1. 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写しも可)</p> <p>2. 最寄り駅、バス停などを記載する。</p>
建物平面図	<p>1. 診療所部分が明確に分かるよう、赤エンピツで囲む。</p> <p>2. 寸法、面積及び各室名を記載する。</p> <p>3. 診療所面積を記載する。</p>

診療所開設許可申請書の記載要領

	4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。
定款、寄附行為、条例等	代表者の原本証明が必要。
その他	<p>1. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写しを添付する。 この場合、医師免許証と同様、原本照合する。</p> <p>2. 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。その際、診療時間が他の病院の勤務時間と重複していないことを確認する。</p> <p>※ 同意書には、開設管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び開設管理する診療所の診療時間が記載されていること。</p>